

届出項目	加算取得にあたり必要な届出書類
<b>小規模事業所加算</b>	
<p>厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行う場合（厚生労働大臣が定める地域） 離島振興対策実施地域（離島振興法）、奄美群島、振興山村（山村振興法で指定する地域）、小笠原諸島、人口密度希薄・交通不便等でサービス確保が著しく困難な地域として厚生労働大臣が定める地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）</li> </ul>
<b>特定事業所加算</b>	
<p>特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。</p> <p>下記のそれぞれの加算の算定要件については、根拠規定を確認すること。</p> <p>(1) 特定事業所加算( ) (2) 特定事業所加算( ) (3) 特定事業所加算( ) (4) 特定事業所加算( )</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）</li> <li>・特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（別紙10-2）</li> </ul> <p>主任介護支援専門員研修の修了証明書の写し</p> <p>「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」と全従業員の「介護支援専門員証」の写し</p> <p>利用者情報・サービス提供上の留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料 開催日時、場所、参加者、会議議題等を定めたもの等</p> <p>24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる資料</p> <p>介護支援専門員についての研修計画 「全体の研修計画書」及び「従業員ごとの個別研修計画」</p> <p>地域包括支援センターからの支援困難ケースを受入れる体制を整備していることが確認できる資料</p> <p>地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していることが確認できる資料</p> <p>居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート または、特定事業所集中減算不適用通知（直近）の写し （加算の算定の開始月の減算適用の有無が確認できるもの）</p> <p>介護支援専門員1人当たり（常勤換算方法による）の担当利用者数が40名未満であることが確認できる資料</p> <p>介護支援専門員実務研修における実習の協力体制を整備していることを位置づけた運営規程</p> <p>他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で実施する事例検討会等に係る計画書 <b>事例検討会等の概略や開催時期等を記載した簡略的な計画である場合は、9月末日までに共同で実施する他事業所等まで記載した最終的な計画を提出してください。</b></p> <p><b>特定事業所加算( )を算定する場合</b> 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であることが確認できる資料</p> <p><b>特定事業所加算( )を算定する場合</b> 退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数合計が年間35回以上あることが確認できる資料</p> <p>ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定していることが確認できる資料</p>
<b>ターミナルケアマネジメント加算</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）</li> <li>・特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（別紙10-2）</li> </ul> <p>24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる資料</p>